

## (2) 医療保険者における健診・保健指導の実施・評価

## 1) 基本的考え方

- 医療保険者は、全ての40歳から74歳の被保険者に対し、健診の受診を促すとともに、健診結果のデータを有効に活用し、必要な保健指導（情報提供・動機づけ支援・積極的支援）を受ける者を確実に選定し、被保険者の生活習慣改善の取組を支援する。また、対象集団（医療保険者）における健診・保健指導プログラムが有効であったかどうかについて、ICD-10<sup>1</sup>に基づいて分類される疾病の受療状況についてレセプトなどを活用するなどの方法により評価を行う。
- 医療保険者は、レセプトを活用した分析を実施し、健診・保健指導の計画、評価を行い、保健指導内容の改善、アウトソーシング先の選定の参考とするなど、健診・保健指導事業の改善を行うことが可能である。
- 医療保険者は、事業者から健診データが円滑に移行されるよう、事業者との連携を密に図り、効果的・効率的な健診・保健指導実施計画を策定し、事業を実施すべきである。

## 2) 具体的な健診・保健指導の実施・評価の手順

医療保険者において、健診・保健指導関連データとレセプトを突合したデータを用いて健診・保健指導の評価を行うため、医師、保健師、管理栄養士等は、生活習慣病は予防可能であることを理解し、予防するために何が必要かを考えることができるものとする。また、予防ができなかったケースのデータから、なぜ予防できなかったのかについて分析することも重要である。

〔評価手順の例〕

## ①利用するレセプトの抽出

- 利用するレセプトは、生活習慣病に関係する病名により抽出することとする（別紙2）。
- レセプトの病名は主傷病と副傷病に分かれているが、両方とも拾うこととする。さらに、生活習慣病に関係する病名が主傷病か副傷病かを分類するため、主傷病が分かるようにデータを抽出することとする。
- 将来的にレセプトがオンライン化されれば電子データからの変換が可能となるが、それまでは、健診データにレセプト病名コードを追加することにより対応する。

<sup>1</sup> International Classification of Diseases 国際疾病分類。疾病の国際比較を可能にするためWHO（世界保健機関）が作成。

## (2) 医療保険者における健診・保健指導の実施・評価

## 1) 基本的考え方

- 医療保険者は、全ての40歳から74歳の被保険者に対し、健診の受診を促すとともに、健診結果のデータを有効に活用し、必要な保健指導（情報提供・動機づけ支援・積極的支援）を受ける者を確実に選定し、被保険者の生活習慣改善の取組を支援する。また、対象集団（医療保険者）における健診・保健指導プログラムが有効であったかどうかについて、ICD-10<sup>2</sup>に基づいて分類される疾病の受療状況についてレセプトなどを活用するなどの方法により評価を行う。
- 医療保険者は、レセプトを活用した分析を実施し、健診・保健指導の計画、評価を行い、保健指導内容の改善、アウトソーシング先の選定の参考とするなど、健診・保健指導事業の改善を行うことが可能である。
- 医療保険者は、事業者から健診データが円滑に移行されるよう、事業者との連携を密に図り、効果的・効率的な健診・保健指導実施計画を策定し、事業を実施すべきである。
- 医療保険者は、特定健診・保健指導の実施状況や、レセプトのオンライン化の進展状況、医療保険者における評価・改善に関する知見の集積状況や習熟度等の動向を踏まえ、健診保健指導の評価に取組む必要がある。

## 2) 具体的な健診・保健指導の実施・評価の手順（例）

医療保険者において、健診・保健指導関連データとレセプトを突合したデータを用いて健診・保健指導の評価を行うため、医師、保健師、管理栄養士等は、生活習慣病は予防可能であることを理解し、予防するために何が必要かを考えることが重要である。また、予防ができなかったケースのデータから、なぜ予防できなかったのかについて分析することも重要である。

〔評価手順の一例〕

## ①利用するレセプトの抽出

- 利用するレセプトは、生活習慣病に関係する病名により抽出（別紙2）。
- レセプトの病名は主傷病と副傷病に分かれているが、両方とも拾う。さらに、生活習慣病に関係する病名が主傷病か副傷病かを分類するため、主傷病が分かるようにデータを抽出する。
- 将来的にレセプトがオンライン化されれば電子データからの変換が可能となるが、それまでは、健診データにレセプト病名コードを追加することにより対応する。

<sup>2</sup> International Classification of Diseases 国際疾病分類。疾病の国際比較を可能にするためWHO（世界保健機関）が作成。

標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）	修正案
<p>○ 病名コードは、ICD 分類に基づくものとする。</p> <p>②集団の疾患特徴の把握 （高額レセプト、長期レセプト、重複疾病の抽出による突合分析）</p> <p>○ 高額なレセプト（例：1ヶ月200万円以上など）を分析することにより、どのような疾患が高額になっているかを調べ、どの疾患の予防を優先的な保健指導の対象とするか考える（様式1-1、2）。</p> <p>○ 高額なレセプトだけでなく、長期に治療が継続することにより結果的に医療費が高額になる疾患についても調べ、どの疾患の予防を優先的な保健指導の対象とするかについても考える（様式2-1～3）。</p> <p>○ 被保険者集団の特徴や健康課題を把握するため、複数の生活習慣病の罹患状況を調べ、糖尿病、高血圧症、高脂血症、虚血性心疾患、脳卒中、人工透析を要する慢性腎不全等の疾病毎に分析を行うこととする（様式3-1～7）。</p> <p>○ 全国又は都道府県のデータと比較することにより、被保険者集団の疾患分布等の特徴を把握するための資料を収集・作成する（様式4-1～6）。</p> <p>○ 健診・保健指導の効果を評価するため、レセプト分析により、保健指導による重症化予防、合併症予防の成果を確認する（様式5-1～14）。</p> <p>③集団の健康状況の把握（健診・保健指導結果による経年的なアウトカム評価）</p> <p>○ 被保険者集団全体の健康状況を把握するため、健診有所見者状況、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）のリスクの重複状況、健診受診率、支援別保健指導実施率等の健診・保健指導実施結果の特徴を、経年的データを用いて分析する（様式6-1～8）。</p> <p>④健診・保健指導の総合的評価に関するデータ</p> <p>○ 毎年の健診・保健指導事業の評価を行うためには生活習慣病の有病者・予備群への移行者数の減少以外にも、補足的な評価項目が必要である。</p> <p>○ 補足的な評価項目としては、有病者又は予備群のままであったとしても、リスク数の減少などが想定される。</p> <p>○ 健診・保健指導の費用と医療費の削減効果が比較できる仕組みが必要である。</p> <p>○ 医療保険者は、被保険者に対して健診・保健指導の総合的評価を情報提供することが必要である。</p> <p>⑤健診受診者個人の評価</p> <p>○ 健診受診者ごとの腹囲、体重、血圧等の改善も評価すべきである。</p> <p>○ 腹囲の増加、体重の増加等が認められないこと、追加リスクがないこと（現状維持）も評価すべきである。また、追加リスクがある場合であっても腹囲等が減少したことを評価すべきである。</p>	<p>○ 病名コードは、ICD 分類に基づくものとする。</p> <p>②集団の疾患特徴の把握 （高額レセプト、長期レセプト、重複疾病の抽出による突合分析）</p> <p>○ 高額なレセプト（例：1ヶ月200万円以上など）を分析することにより、どのような疾患が高額になっているかを調べ、どの疾患の予防を優先的な保健指導の対象とするか考える（様式1-1、2）。</p> <p>○ 高額なレセプトだけでなく、長期に治療が継続することにより結果的に医療費が高額になる疾患についても調べ、どの疾患の予防を優先的な保健指導の対象とするかについても考える（様式2-1～3）。</p> <p>○ 被保険者集団の特徴や健康課題を把握するため、複数の生活習慣病の罹患状況を調べ、糖尿病、高血圧症、高脂血症、虚血性心疾患、脳卒中、人工透析を要する慢性腎不全等の疾病毎に分析を行う（様式3-1～7）。</p> <p>○ 全国又は都道府県のデータと比較することにより、被保険者集団の疾患分布等の特徴を把握するための資料を収集・作成する（様式4-1～6）。</p> <p>○ 健診・保健指導の効果を評価するため、レセプト分析により、保健指導による重症化予防、合併症予防の成果を確認する（様式5-1～14）。</p> <p>③集団の健康状況の把握（健診・保健指導結果による経年的なアウトカム評価）</p> <p>○ 被保険者集団全体の健康状況を把握するため、健診有所見者状況、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）のリスクの重複状況、健診受診率、支援別保健指導実施率等の健診・保健指導実施結果の特徴を、経年的データを用いて分析する（様式6-1～11）。</p> <p>④健診・保健指導の総合的評価に関するデータ</p> <p>○ 健診・保健指導の評価を行う上では、内臓脂肪症候群、糖尿病等の生活習慣病の増減等を評価する必要がある（様式7）。</p> <p>○ 毎年の健診・保健指導事業の評価を行うためには生活習慣病の有病者・予備群への移行者数の減少以外にも、補足的な評価項目が必要である。</p> <p>○ 補足的な評価項目としては、有病者又は予備群のままであったとしても、リスク数の減少などが想定される。</p> <p>○ 健診・保健指導の費用と医療費の削減効果が比較できる仕組みが必要である。</p> <p>○ 医療保険者は、被保険者に対して健診・保健指導の総合的評価を情報提供することが必要である。</p> <p>⑤健診受診者個人の評価</p> <p>○ 健診受診者ごとの腹囲、体重、血圧等の改善も評価すべきである。</p> <p>○ 腹囲の増加、体重の増加等が認められないこと、追加リスクがないこと（現状維持）も評価すべきである。また、追加リスクがある場合であっても腹囲等が減少したことを評価すべきである。</p>

標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）

- 動機づけ支援、積極的支援の対象者については、生活習慣の変化（食事、運動、喫煙等）、行動変容の準備段階（ステージ）の変化、設定目標の達成状況についても評価すべきである。

修正案

- 動機づけ支援、積極的支援の対象者については、生活習慣の変化（食事、運動、喫煙等）、行動変容の準備段階（ステージ）の変化、設定目標の達成状況についても評価すべきである。

注）詳細な手順等については、厚生労働科学研究費補助金による研究事業において、「健診データ・レセプト分析から見る生活習慣病予防（仮称）」が取りまとめられる予定。

（3）医療保険者から国等への実施結果報告1）基本的考え方（別紙3）

- 医療保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律第142条に基づき、
  - ① 健診・保健指導の様式に則った実績報告（集計データ）
  - ② 対象者全員の健診・保健指導の項目のうち本プログラムに定める項目に関するデータ（個人識別情報を外した情報）を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）を通じて国に提出する。
- 国は、支払基金を通じて、医療保険者から健診・保健指導の実績報告及び健診・保健指導に関するデータを受け、都道府県毎に分類した上で、全国及び都道府県単位での健診・保健指導に関する分析及び比較・検討を行うとともに、健診・保健指導の内容の見直し等を行う際の参考とする。
- 都道府県は、国が公表した都道府県単位の健診・保健指導に関するデータの活用や、高齢者の医療の確保に関する法律第15条に基づく資料提出の協力要請により取得したデータの分析を行い、医療計画、都道府県介護保険事業支援計画、都道府県健康増進計画、都道府県医療費適正化計画の策定、評価、見直しに役立てる。

2）国、都道府県による分析

- 医療保険者は、国に対して、実施結果報告を行うとともに、連結不可能匿名化したデータを提出する。このため、医療保険者からの報告様式は、国において都道府県間比較、医療保険者間比較ができるよう標準化することが必要である。
- 国（厚生労働省、保健医療科学院）は、自ら直接、又は支払基金、国民健康保険連合会、独立行政法人国立健康・栄養研究所などを活用し、報告されたデータを分析する。
- 国は、医療保険者から提出された実施結果報告及び健診・保健指導に関するデータによる分析を進め、全国的な健診・保健指導の実施結果の客観的な評価を行うとともに、保健医療科学院において実施する医療費適正化計画に関係した総合医療政策研修、標準的な健診・保健指導プログラムに関する人材育成のための研修などで活用し、国民の公衆衛生の向上に資する政策の推進に役立てる。

## 標準的な健診・保健指導プログラム（暫定版）

○ 都道府県は、自ら直接、又は地方衛生研究所、保健所・健康科学センターなどを活用し、分析する。

## 3) 具体的な医療保険者から国・都道府県への実施結果報告

① 健診・保健指導実施結果報告様式（医療保険者→国）→ 様式7-1

② 健診データ・保健指導データ等データファイル（医療保険者→国）  
→ 様式7-2～5

※なお、②のデータファイルについては、将来的にレセプト電算化が進むことにより、段階的にレセプトデータとの突合も容易となる。

## 〔参考〕

都道府県は、これらのデータを医療計画、都道府県介護保険事業支援計画、都道府県健康増進計画、都道府県医療費適正化計画に活用することができる。

#### （4）健診・保健指導計画作成及び評価のためのデータ管理

##### 1) 基本的な考え方

- 健診・保健指導のデータは個人の健康情報が入っているので、あらかじめ医療保険者により定められた責任者をおいて管理することが望ましい。
- また、健診・保健指導のデータ管理を外部委託する場合は、本プログラム第2編第6章（2）④及び第3編第6章（4）2）④に定める基準を遵守する必要がある。
- 医療保険者は被保険者に対して、健診・保健指導結果を管理するとともに、その情報を各個人が保存しやすい形\*で提供することが必要である。

##### ※健診結果の様式の考え方

- ・日本工業規格 A4 型 1 枚に収納される様式であること。
  - ・特定健診の標準的な健診項目全てについて検査値及び結果とその判定について記載されていること。
  - ・できる限り、経年的な結果、データを視覚的に表現し、受診者が理解しやすい体裁を有すること。
- なお、具体的なイメージ案は学習教材 A-7 参照。

#### （3）健診・保健指導計画作成及び評価のためのデータ管理

##### 1) 基本的な考え方

- 健診・保健指導のデータは個人の健康情報が入っているので、あらかじめ医療保険者により定められた責任者をおいて管理することが望ましい。
- また、健診・保健指導のデータ管理を外部委託する場合は、本プログラム第2編第6章（2）④及び第3編第6章（4）2）④に定める基準を遵守する必要がある。
- 医療保険者は被保険者に対して、健診・保健指導結果を管理するとともに、その情報を各個人が保存しやすい形\*で提供することが必要である。

##### ※健診結果の様式の考え方

- ・日本工業規格 A4 型 1 枚に収納される様式であること。
  - ・特定健診の標準的な健診項目全てについて検査値及び結果とその判定について記載されていること。
  - ・できる限り、経年的な結果、データを視覚的に表現し、受診者が理解しやすい体裁を有すること。
- なお、具体的なイメージ案は、別紙4参照。

## (5) 個人情報の保護とデータの利用に関する方針

## 1) 基本的考え方

医療保険者は、健診・保健指導で得られる健康情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を踏まえた対応を行う。その際には、受診者の利益を最大限に保証するため個人情報の保護に十分に配慮しつつ、効果的・効率的な健診・保健指導を実施する立場から、収集された個人情報を有効に利用することが必要である。

## 2) 具体的な個人情報の保護とデータの利活用の方法

○ 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン（「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等）等を遵守すること。

○ 健診・保健指導データの電子媒体による保存等については、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守すること。

○ 医療保険者は、健診・保健指導データを都道府県に提出する場合には、健診・保健指導データのうち、特定の個人を識別できる情報を外して、固有番号を割り振り、連結不可能な匿名化したデータを作成すること。

○ 上記の個人情報の保護に係る一定のルールを満たした上で、収集・蓄積された健診・保健指導に係るデータについては、健診・保健指導の実施に係る者が、国・都道府県レベルで利用することができるような仕組みが望ましい。

○ 国により都道府県毎に分類され、都道府県へ提供された健診・保健指導に係るデータについては、地域・職域連携協議会の場において、健康増進施策の企画立案・評価のために利活用されることが望ましい。

## (4) 個人情報の保護とデータの利用に関する方針

## 1) 基本的考え方

医療保険者は、健診・保健指導で得られる健康情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を踏まえた対応を行う。その際には、受診者の利益を最大限に保証するため個人情報の保護に十分に配慮しつつ、効果的・効率的な健診・保健指導を実施する立場から、収集された個人情報を有効に利用することが必要である。

## 2) 具体的な個人情報の保護とデータの利活用の方法

○ 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン（「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等）等を遵守すること。

○ 健診・保健指導データの電子媒体による保存等については、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守すること。

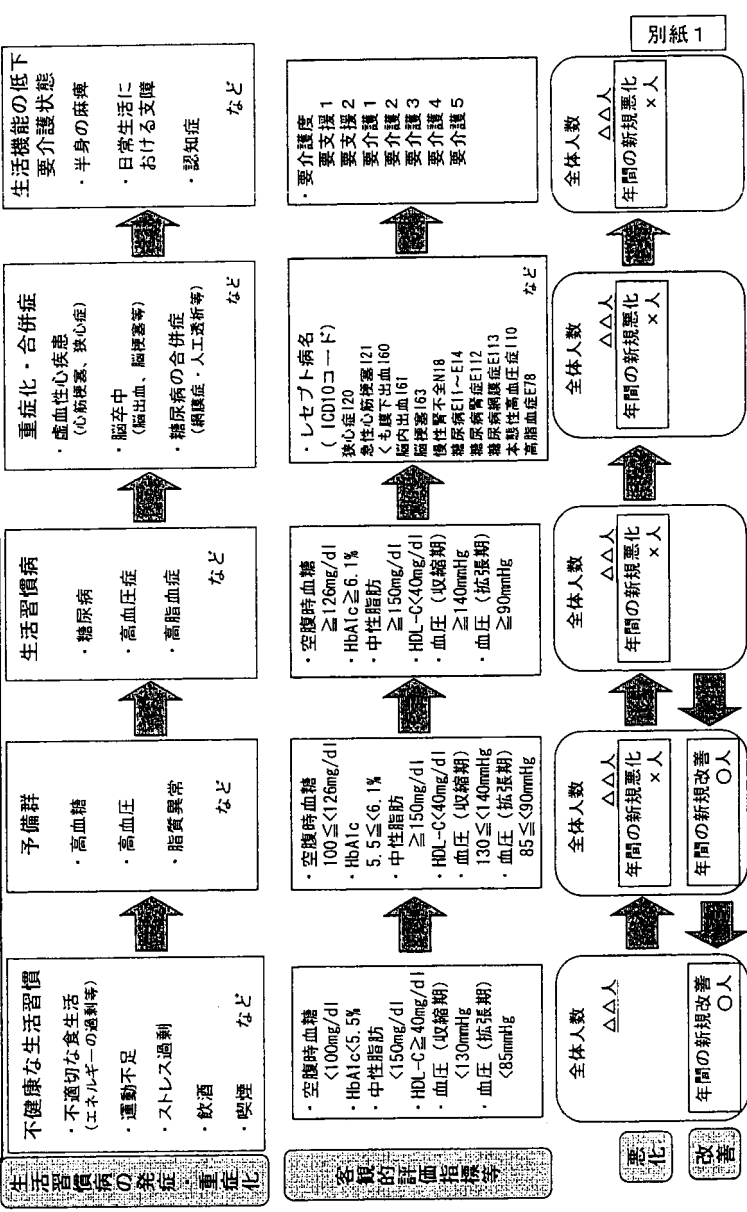
○ 医療保険者は、健診・保健指導データを都道府県に提出する場合には、健診・保健指導データのうち、氏名等の情報をはずし、何らかの整理番号を付番する等により、匿名化されたデータを作成すること。

○ 上記の個人情報の保護に係る一定のルールを満たした上で、収集・蓄積された健診・保健指導に係るデータについては、健診・保健指導の実施に係る者が、国・都道府県レベルで利用することができるような仕組みが望ましい。

○ 国により都道府県毎に分類され、都道府県へ提供された健診・保健指導に係るデータについては、医療保険者による医療費適正化の一環として、保険者協議会等の場において、生活習慣病対策の企画立案・評価のために利活用されることが望ましい。

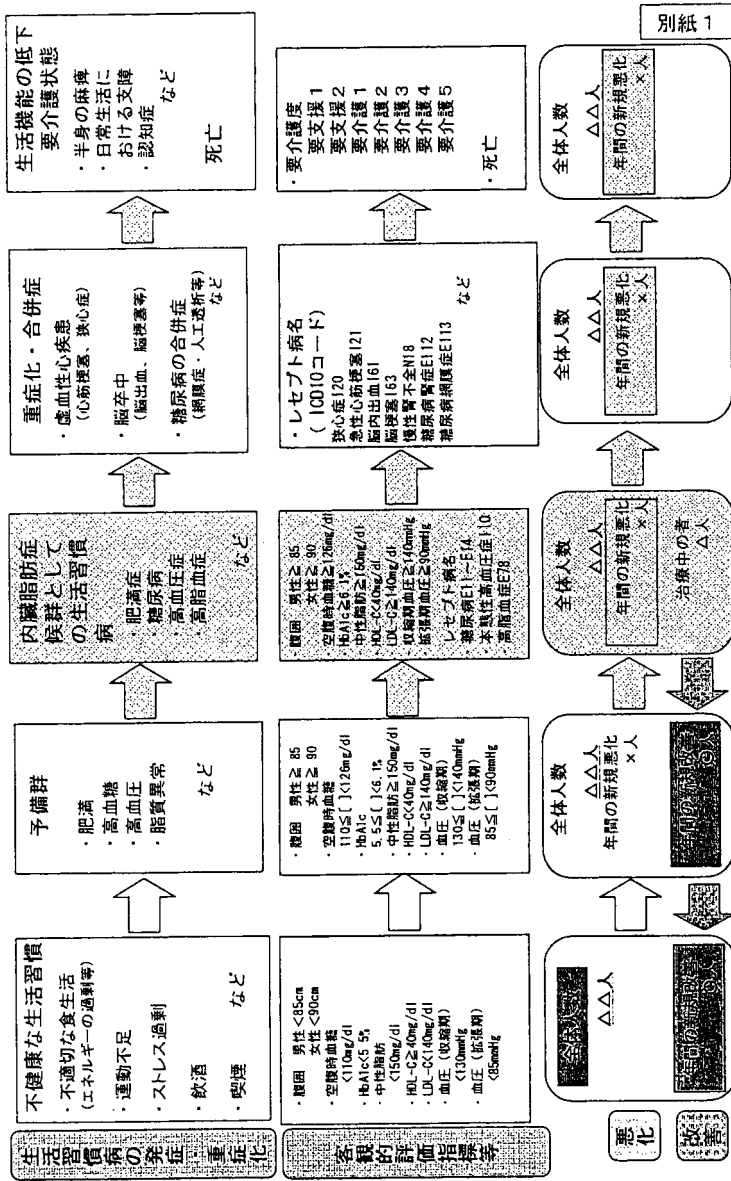
内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病対策

各医療保険者、都道府県、国レベルで以下のような分析・評価を行い、生活習慣病の減少に努める。



生活習慣病の発症予防・重症化予防対策の分析・評価指標～メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防～

各医療保険者、都道府県、国レベルで以下のような分析・評価を行い、生活習慣病の減少に努める。





レセプト分析対象病名一覧（優先順）

大分類 優先順位	疾患名	ICD10コード
1	虚血性心疾患等	急性心筋梗塞 I21
		慢性虚血性心疾患 I25
		心不全 I50
		狭心症 I20
		再発性心筋梗塞 I22
		急性心筋梗塞の続発合併症 I23
		その他の急性虚血性心疾患 I24
		房室ブロックおよび左脚ブロック I44
		その他の伝導障害 I45
		発作性頻拍 I47
		心房細動および粗動 I48
		その他の不整脈 I49
2	脳血管疾患	くも膜下出血 I60
		脳内出血 I61
		脳梗塞 I63
		その他の脳血管疾患 I65-67
3	腎疾患	慢性腎不全 N18
4	動脈硬化	アテローム硬化症 I70
		大動脈瘤および解離 I71
5	糖尿病 及び合併症	糖尿病 E10~E14
		糖尿病性腎不全 E142
		糖尿病腎症 E142
		糖尿病網膜症 E143
		糖尿病神経障害 E144
糖尿病性動脈硬化症 E145		
糖尿病性動脈閉塞症 E145		
6	高血圧性疾患 及び合併症	本態性高血圧症 I10
		高血圧性心疾患 I11
		高血圧性腎疾患 I12
		高血圧性心腎疾患 I13
		二次性高血圧症 I15
7	高脂血症	高脂血症 E78
8	高尿酸血症	高尿酸血症 E790
9	肝疾患	脂肪肝 K760

〔処置〕 人工腎臓の点数表コード、レセ電算コード J038  
 インスリン在宅自己注射指導管理料点数コード、レセ電算コード C101

※ICD10コードは、病名検索ソフト「病名くん」(無料)で検索可能である。  
 [財団法人医療情報システム開発センターホームページ(<http://www.medis.or.jp/>)からアクセス可能]

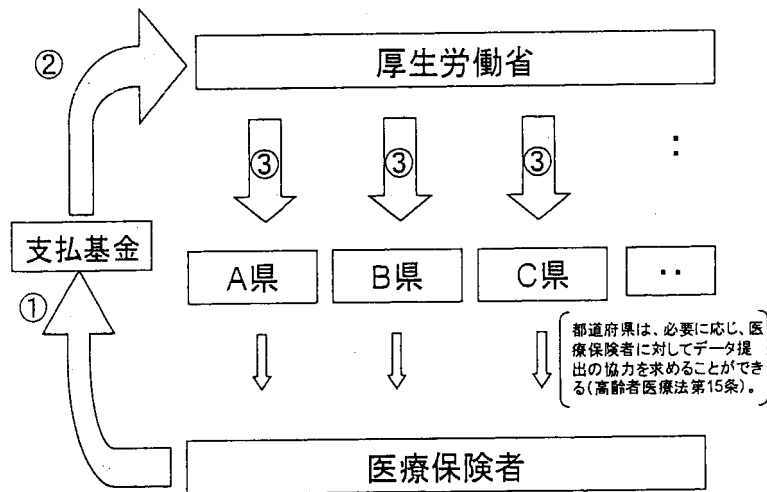
レセプト分析対象病名等一覧（優先順）

疾病と治療	疾患名	ICD10コード	点数コード
①糖尿病	糖尿病	E11~E14	
②インスリン療法	インスリン在宅自己注射指導管理料点数コード、レセ電算コード		C101
③高血圧症	高血圧症	I10	
	本態性高血圧症	I10	
④高脂血症	高脂血症	E785	
	高HDL血症	E780	
	高LDL血症	E780	
	高トリグリセライド血症	E781	
⑤(高尿酸血症)	高尿酸血症	E790	
⑥肝機能障害	脂肪肝	K760	
	アルコール性肝炎	K701	
⑦糖尿病性神経障害	糖尿病末梢神経障害	E144	
⑧糖尿病性網膜症	糖尿病網膜症	E143	
⑨糖尿病性腎症	糖尿病性腎症	E142	
⑩(痛風腎)			
⑪高血圧性腎臓障害	高血圧性腎疾患	I129	
	腎硬化症	N26	
⑫脳血管疾患			
⑬	⑬出血	脳内出血	I61
	⑬脳梗塞	脳梗塞	I639
	⑬その他の脳血管疾患	脳卒中	I64
⑭虚血性心疾患	狭心症	I209	
	虚血性心疾患	I259	
	急性心筋梗塞	I219	
	心筋梗塞	I219	
	経皮的冠動脈ステント留置術の点数表コード		K615
⑰動脈閉塞	糖尿病性壊疽	E145	
⑱大動脈疾患			
⑲人工透析	人工腎臓の点数表コード、レセ電算コード		J038

※ICD10コードは、病名検索ソフト「病名くん」(無料)で検索可能である。  
 [財団法人医療情報システム開発センターホームページ(<http://www.medis.or.jp/>)からアクセス可能]

医療保険者→都道府県・国への  
データの流れ(イメージ)

別紙3



- ① 医療保険者は、健診・保健指導の実施状況(健診受診率、保健指導実施率、内臓脂肪症候群該当者・予備群の減少数等)について、支払基金にデータを提出(高齢者医療法第142条)。
- ② 厚生労働省は、支払基金からデータの提出を受ける(高齢者医療法第16条又は第152条)。
- ③ 厚生労働省は、そのデータを被保険者・被扶養者の住所地に従って都道府県毎に整理し、評価・分析を行う(高齢者医療法第16条)。また、都道府県からの求めに応じて、都道府県にデータを送付(高齢者医療法第15条)。

(削除)